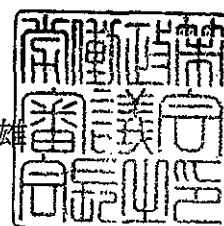


労審発第585号
平成22年6月14日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄



平成22年6月14日付け厚生労働省発基安0614第1号をもって諮問の
あった「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」
については、本審議会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成22年6月14日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働政策審議会安全衛生分科会

分科会長 相澤 好治

平成22年6月14日付け厚生労働省発基安第0614第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、下記のとおり報告する。

記

別添「記」のとおり。

(別添)

平成22年6月14日

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治 殿

労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会
部会長 相澤 好治

平成22年6月14日付け厚生労働省発基安第0614第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。